

堺市公報 第228号	令和4年8月5日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	2
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	4
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【財政局契約部調達課】	9
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【環境局環境保全部環境共生課】	10
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	11
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	11
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	12
○建築基準法に基づく道路の位置の指定について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	12
○堺市建築基準法施行条例に基づく私道の廃止について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	13
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	13
○都市計画法に基づく工事の完了について 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	14
<上下水道局管理規程>	

○堺市上下水道局未利用資産活用事業者選定委員会規程

【上下水道局サービス推進部事業サポート課】…………… 14

＜上下水道局告示＞

○地方公営企業法に基づく公金の収納事務の委託について

【上下水道局サービス推進部事業サービス課】…………… 16

告 示

堺市告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
瓦町18号線	堺区南瓦町29番1地先 堺区南瓦町29番1地先	旧	13.80 14.00	111.76	加0029
		新	13.80 14.90		
菱木35号線	西区菱木4丁2736番3地先 西区菱木4丁2736番3地先	旧	2.30 2.50	10.49	E0353
		新	3.10 3.30		
菱木46号線	南区稲葉1丁3131番2地先 南区稲葉1丁3131番2地先	旧	3.31 4.00	46.05	E0364
		新	3.66 4.00		



堺市告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和4年8月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
北旅籠東綾之東1号線	堺区北旅籠町東1丁31番1地先	旧	4.39	11.05	(キ063) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北旅籠町東1丁31番1地先	新	4.71	11.05	
北旅籠東綾之東2号線	堺区北旅籠町東1丁31番1地先	旧	5.42	2.47	(キ064) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北旅籠町東1丁31番1地先	新	5.42	2.47	
東湊14号線	堺区東湊町6丁333番1地先	旧	5.42	2.47	(ヒ597) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区東湊町6丁333番1地先	新	5.42	2.47	
松屋大和川緑町4号線	堺区松屋大和川通2丁18番1地先	旧	3.67 3.71	22.85	(マ009) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区松屋大和川通2丁18番1地先	新	3.84 3.86	22.85	
八千代通1号線	堺区八千代通5番8地先	旧	5.46	2.00	(ヤ027) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区八千代通5番8地先	新	5.46	2.00	
下田深井中町線	中区深井中町1138番11地先	旧	3.86 3.94	6.23	(2043) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町1138番11地先	新	4.45 4.70	6.23	
八田北27号線	中区八田北町902番1地先	旧	3.59 4.00	9.39	(ハ571) 開発に伴う寄付 関係分
	中区八田北町902番1地先	新	3.79 4.00	9.39	
土師62号線	中区土師町2丁974番11地先	旧	4.23 4.45	28.97	(ハ750) 開発に伴う寄付 関係分
	中区土師町2丁974番11地先	新	4.47 4.57	28.97	
深井中83号線	中区深井中町1138番11地先	旧	4.00 4.37	80.43	(7461) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井中町1138番11地先	新	4.35 4.70	80.43	
大美野32号線	東区大美野90番5地先	旧	5.99	0.12	(ワ321) 開発に伴う寄付 関係分
	東区大美野90番5地先	新	6.35	0.12	
関茶屋1号線	東区関茶屋66番12地先	旧	3.73 3.92	7.12	(セ008) 開発に伴う寄付 関係分
	東区関茶屋66番12地先	新	3.87 3.96	7.12	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
関茶屋6号線	東区関茶屋6番1地先	旧	2.26 2.43	14.40	(ㇿ013) 開発に伴う寄付 関係分
	東区関茶屋6番12地先	新	3.13 3.22		
高松3号線	東区高松6番2地先	旧	2.20	4.25	(ㇿ110) 開発に伴う寄付 関係分
	東区高松6番2地先	新	3.00		
日置荘西24号線	東区日置荘西町3丁238番6地先	旧	2.81 2.90	7.35	(ㇿ212) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町3丁238番7地先	新	3.20 3.30		
日置荘西32号線	東区日置荘西町1丁4番9地先	旧	4.03	5.16	(ㇿ220) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町1丁4番9地先	新	4.03		
日置荘原寺26号線	東区高松79番36地先	旧	5.95	2.00	(ㇿ278) 開発に伴う寄付 関係分
	東区高松79番36地先	新	5.95		
鳳北18号線	西区鳳北町4丁209番8地先	旧	4.20 4.27	10.01	(ㇿ134) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳北町4丁209番8地先	新	4.41 4.41		
草尾7号線	西区草尾380番4地先	旧	3.99 4.00	9.65	(ㇿ057) 開発に伴う寄付 関係分
	西区草尾380番1地先	新	4.70 4.70		
浜寺諏訪森東13号線	西区浜寺諏訪森町東3丁260番4地先	旧	3.83 3.84	9.21	(ㇿ728) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺諏訪森町東3丁260番4地先	新	3.99 4.00		
堺市駅南花田線	北区北長尾町2丁90番1地先	旧	7.90	2.48	(2006) 開発に伴う寄付 関係分
	北区北長尾町2丁90番1地先	新	7.90		
金岡58号線	北区金岡町2370番2地先	旧	3.40 3.53	19.05	(ㇿ216) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2370番1地先	新	4.05 4.12		
東雲東中長尾1号線	北区北長尾町2丁90番1地先	旧	5.45 6.73	27.22	(ㇿ062) 開発に伴う寄付 関係分
	北区北長尾町2丁90番2地先	新	6.73 8.00		

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
中長尾黒土1号線	北区中長尾町3丁104番1地先	旧	5.39 5.45	16.22	(ナ103) 開発に伴う寄付 関係分
	北区中長尾町3丁104番1地先	新	6.66 6.72		
中三国ヶ丘中長尾1号線	北区中長尾町3丁104番1地先	旧	6.72 6.74	27.12	(ナ116) 開発に伴う寄付 関係分
	北区中長尾町3丁104番1地先	新	7.99 8.01		
東上野芝百舌鳥赤畑1号線	北区百舌鳥本町2丁179番1地先	旧	3.61 3.89	16.56	(ト115) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥本町2丁179番2地先	新	5.00 5.00		
百舌鳥赤畑25号線	北区百舌鳥赤畑町3丁144番7地先	旧	3.82	11.99	(ニ051) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畑町3丁144番7地先	新	4.91		
大饗6号線	美原区大饗317番4地先	旧	3.83 3.83	10.38	(ヲ604) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区大饗317番5地先	新	4.51 4.54		
大仙西4号線	堺区大仙西町3丁104番2地先	旧	6.01	2.47	(ヲ337) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	堺区大仙西町3丁104番2地先	新	6.01		
大仙西5号線	堺区大仙西町3丁104番1地先	旧	6.01	2.47	(ヲ338) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	堺区大仙西町3丁104番1地先	新	6.01		
平井3号線	中区平井134番1地先	旧	3.21 5.00	45.27	(ト065) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区平井134番1地先	新	4.96 6.71		
平井7号線	中区平井134番1地先	旧	4.10 4.20	20.09	(ト069) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区平井134番1地先	新	5.35 5.50		
日置荘草尾線	東区草尾1460番19地先	旧	4.05 4.14	87.53	(2032) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	東区草尾1460番19地先	新	5.38 5.42		
日置荘北38号線	東区日置荘北町3丁57番8地先	旧	3.70 4.30	41.54	(ト471) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	東区日置荘北町3丁57番5地先	新	5.20 5.80		

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
菩提日置荘北2号線	東区菩提町5丁206番16地先	旧	6.51 6.53	41.43	(ホ050) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	東区菩提町5丁206番6地先	新	6.61 6.62		
浜寺諏訪森船尾線	西区浜寺諏訪森町中2丁178番6地先	旧	4.54 4.58	19.06	(2019) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区浜寺諏訪森町中2丁178番8地先	新	4.62 4.64		
豊田2号線	南区豊田979番1地先	旧	3.64 3.94	51.89	(ト069) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	南区豊田979番2地先	新	4.00 4.25		
南長尾4号線	北区南長尾町1丁17番4地先	旧	3.65 4.83	50.27	(ニ132) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区南長尾町1丁17番4地先	新	4.83 6.00		
百舌鳥赤畑4号線	北区百舌鳥赤畑町3丁119番3地先	旧	6.51 6.58	35.35	(ロ030) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区百舌鳥赤畑町3丁119番1地先	新	7.23 7.30		
百舌鳥赤畑22号線	北区百舌鳥赤畑町3丁119番3地先	旧	5.63 6.82	26.27	(ロ048) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区百舌鳥赤畑町3丁119番3地先	新	6.81 8.00		
百舌鳥赤畑24号線	北区百舌鳥赤畑町3丁119番1地先	旧	3.82 4.91	26.30	(ロ050) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区百舌鳥赤畑町3丁119番1地先	新	4.91 6.00		
北余部46号線	美原区北余部326番10地先	旧	6.46 6.60	49.33	(キ364) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区北余部326番11地先	新	6.91 7.05		

公 告

堺市公告第414号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
マンホールトイレ建屋 206基
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
財政局契約部調達課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和4年6月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
イーエスアンドエス株式会社
代表取締役 吉田 征矢
大阪府大阪市都島区都島北通1丁目17-3
- 5 落札金額
¥19,482,614-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年5月18日

~~~~~

堺市公告第415号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

環境大気テレメータシステム賃貸借業務 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

環境局環境保全部環境共生課

堺市堺区南瓦町3番1号

3 落札者を決定した日

令和4年6月13日

4 落札者の氏名及び住所

環境計測株式会社

代表取締役 品川 武志

京都府京都市伏見区竹田北三ツ杭町84番地

5 落札金額

¥430,100-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和4年5月2日

堺市公告第416号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月5日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日     | 承認番号       | 地名      | 地番    | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-----------|------------|---------|-------|-----------|-----------|-----------|
| 指定 | 令和4年5月18日 | 堺宅地第P-336号 | 中区土師町二丁 | 974番1 | 5.0       | 46.91     | 1         |

堺市公告第417号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月5日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分 | 指定年月日 | 承認番号 | 地名 | 地番 | 幅員<br>(M) | 延長<br>(M) | 本数<br>(本) |
|----|-------|------|----|----|-----------|-----------|-----------|
|----|-------|------|----|----|-----------|-----------|-----------|

|    |          |            |       |        |     |       |   |
|----|----------|------------|-------|--------|-----|-------|---|
| 指定 | 令和4年6月1日 | 堺宅地第P-337号 | 美原区阿弥 | 106番23 | 4.7 | 30.17 | 1 |
|----|----------|------------|-------|--------|-----|-------|---|

堺市公告第418号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月5日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日    | 承認番号       | 地名      | 地番    | 幅員(M) | 延長(M) | 本数(本) |
|----|----------|------------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 指定 | 令和4年6月7日 | 堺宅地第P-338号 | 西区鳳北町六丁 | 356番7 | 4.7   | 28.25 | 1     |

堺市公告第419号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月5日

堺市長 永藤英機

| 区分 | 指定年月日 | 承認番号 | 地名 | 地番 | 幅員(M) | 延長(M) | 本数(本) |
|----|-------|------|----|----|-------|-------|-------|
|    |       |      |    |    |       |       |       |

|    |          |            |       |        |     |       |   |
|----|----------|------------|-------|--------|-----|-------|---|
| 指定 | 令和4年7月6日 | 堺宅地第P-339号 | 北区金岡町 | 2362番3 | 4.7 | 26.51 | 1 |
|----|----------|------------|-------|--------|-----|-------|---|

堺市公告第420号

堺市建築基準法施行条例（平成12年条例第33号）第6条第1項の規定に基づき、私道の廃止を承認したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月5日

堺市長 永 藤 英 機

| 区分   | 指定年月日     | 承認番号       | 地名          | 地番                   | 幅員(M) | 延長(M) | 本数(本) |
|------|-----------|------------|-------------|----------------------|-------|-------|-------|
| 一部廃止 | 令和4年5月23日 | 堺宅地第P-335号 | 西区上野芝向ヶ丘町四丁 | 1092番4の一部及び1389番9の一部 | -     | -     | 1     |

堺市公告第421号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月5日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市美原区北余部326番11、326番12の一部及び326番13から326番31まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市中区福田46番地  
株式会社誠design工房  
代表取締役 小島 一誠

堺市公告第422号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月5日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市西区鳳南町三丁179番1の一部及び179番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府高石市西取石六丁目3番9号  
さくらホーム株式会社  
代表取締役 蔵田 博

## 上下水道局管理規程

堺市上下水道局未利用資産活用事業者選定委員会規程を公布する。

令和4年8月5日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第16号

堺市上下水道局未利用資産活用事業者選定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、堺市上下水道局未利用資産活用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下単に「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。次項及び次条において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第4条 委員長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、その意見を聴取し、又は賛否を問うことにより、会議に代えることができる。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 会議は、非公開とする。

(会議録)

第7条 委員長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議に出席した委員、特別委員及び専門委員の氏名

(3) 議事の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項

(守秘義務)

第8条 委員会の委員、特別委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第5条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、議事に係る未利用資産の活用事業を所管する部又は課（これらに準ずる組織を含む。）において行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行後最初に行われる委員会の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者が行う。

## 上下水道局告示

堺市上下水道局告示第3号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月5日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

1 委託する公金の種類

水道料金、下水道使用料、環境整備資金貸付金償還金、環境整備資金貸付金償還金に係る遅延利息、受益者負担金、加入金、水道メーター弁償金、水道又は下水道に係る手数料及び水道又は下水道事業に係る収入金の収納

2 委託する業務

水道メーター検針・料金収納等業務



3 委託する期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

4 履行する場所

堺市全域（ただし、一部に堺市外の区域を含む。）

5 受託者の住所及び氏名

住所 大阪府箕面市船場東三丁目4番17号 箕面千里ビル

氏名 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関西支店

支店長 篠原 信成